

京労発基 1007 第 6 号
令和 8 年 10 月 7 日

関係団体の長 殿

京都労働局長



「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する
技術上の指針の一部を改正する件」について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（技術上の指針公示第30号。以下「改正指針」という。）が令和8年10月1日に改正され、同日（一部については令和9年10月1日）から適用されます。

今般の改正は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）が、令和7年5月14日に公布され、改正法の一部が令和8年10月1日に施行されることに伴い、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものです。

改正点は、別添の厚生労働省労働基準局長通達（令和8年10月1日付け基発1001第16号）のとおりですので、ご了知いただくとともに、貴会会員の関係事業者等に対し、周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。